

河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示

網走海区漁業調整委員会指示第2号

オホーツク総合振興局管内斜里町のホロベツ川、ペレケ川、オンネベツ川、糠真布川、斜里郡小清水町及び網走市の濤沸湖(浦士別川)並びに網走市の藻琴川の河口付近における「さけ及びます」の採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和5年 7月 5日

網走海区漁業調整委員会  
会長 横内 武久

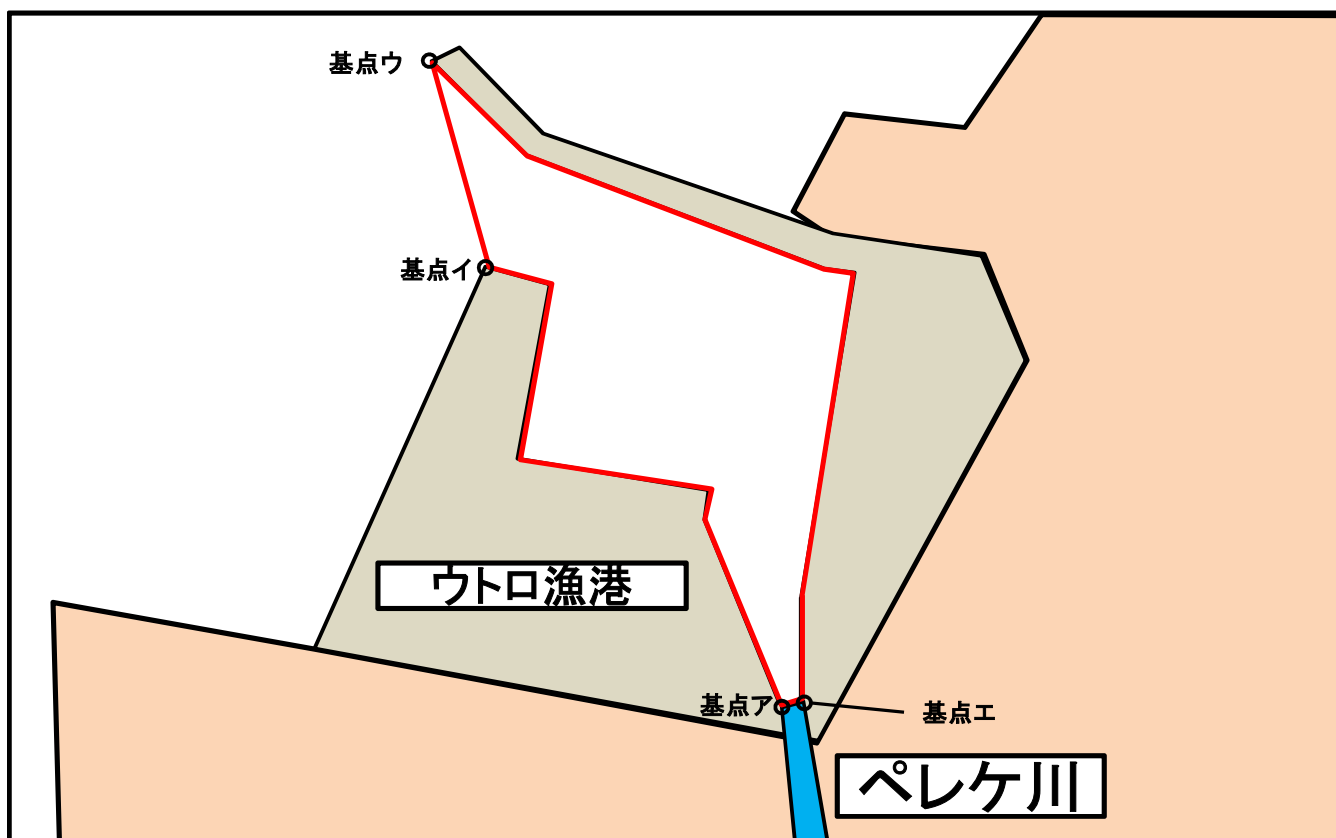
オホーツク総合振興局管内斜里町のホロベツ川、ペレケ川、オンネベツ川、糠真布川、斜里郡小清水町及び網走市の濤沸湖(浦士別川)並びに網走市の藻琴川の河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ及びます」を採捕してはならない。

ただし、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則94号)第52条の規定に基づき、北海道知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

河川	区域					期間
	河口及び沿岸		沖合方向(真方位)		沖合	
	左海岸	右海岸	左方	右方		
ホロベツ川	斜里郡斜里町大字遠音別村字岩尾別401番地地先に会長が建設した標柱の位置	斜里郡斜里町大字遠音別村字岩尾別国有林1378林班口小班地先に会長が建設した標柱の位置	度分 265.05	度分 297.05	100m	令和5年 8月 1日から 令和5年12月10日まで
ペレケ川	付図1のとおり					令和5年 8月 1日から 令和5年10月31日まで
オンネベツ川	斜里郡斜里町国有林1229林班ろ小班地先に知事が建設した標柱の位置	斜里郡斜里町国有林1301林班イ小班地先に知事が建設した標柱の位置	度分 301.30	度分 301.30	500m	令和5年 9月 1日から 令和5年10月31日まで
糠真布川	斜里郡斜里町字峰浜国有林81地先に会長が建設した標柱の位置	斜里郡斜里町字日の出国有林87地先に会長が建設した標柱の位置	度分 321.21	度分 321.21	100m	令和5年 8月 1日から 令和5年12月10日まで
濤沸湖 (浦士別川)	網走市字北浜206番地地先に会長が建設した標柱の位置	小清水町字浜小清水2番地の5地先に会長が建設した標柱の位置	度分 26.00	度分 14.30	100m	令和5年 8月 1日から 令和5年12月10日まで
藻琴川	網走市字藻琴247番地の1地先に知事が建設した標柱の位置	網走市字北浜14番地地先に知事が建設した標柱の位置	度分 32.40	度分 32.40	1,000m	令和5年 9月 1日から 令和5年12月10日まで

この表による河口付近の区域は、左右海岸の点と、その点から、それぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。

付図1



次の基点ア、イ、ウ、エを結んだ線によって囲まれた海面

基点ア 河口左岸

基点イ 護岸南西側基部

基点ウ 西防波堤先端南西側基部

基点エ 河口右岸